

兵庫県公報

令和5年2月28日 火曜日 第391号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	2
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業の換地処分（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	3
○ 家畜伝染病の発生（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
○ 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧（住宅政策課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 但馬海区漁場計画の策定等（但馬県民局）	9
○ 道路の位置指定（同）	10
○ 道路の位置指定の取消し（同）	11
○ 道路の位置指定（同）	11
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 入札公告（阪神南県民センター）	12
○ 同 上（阪神北県民局）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
○ 入札公告（丹波県民局）	17
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立図書館）	19

告 示

兵庫県告示第225号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から9の医療機関を救急病院、10の医療機関を救急診療所と認定した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 名称 | 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院 |
| | 所在地 | 神戸市東灘区向洋町中2丁目11番 |
| | 認定年月日 | 令和4年12月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年11月30日 |
| 2 | 名称 | 神戸市立医療センター 中央市民病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区港島南町2丁目1番地1 |
| | 認定年月日 | 令和5年2月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和8年1月31日 |

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	丹波市
5 発生年月日	令和5年2月14日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第231号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年2月28日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年2月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 久畑香呂線	姫路市香寺町恒屋字阿原谷1478番1から 同市香寺町恒屋字田辺1486番1まで	旧	6.0から 10.0まで	185.0	
		新	10.0から 14.0まで	185.0	



兵庫県告示第233号

平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

中山台(2) I (105000204) の項中別図49を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第376号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏見台(1) I (130000197)	川辺郡猪名川町伏見台三丁目（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



兵庫県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大平井II (129030012)	加東市新定（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



兵庫県告示第236号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木として次のものを指定した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

第15次指定

指定番号	名称	所在地	指定理由
15—1	蕎麦いち（旧小谷家住宅）	三田市三田町26—3	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—2	旧下比延公会堂（鹿野町ふれあい館）	西脇市鹿野町720—1	歴史的建造物、公共・公益的施設、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。